

地方税法等の改正に伴う八王子市市税賦課徴収条例及び
八王子市都市計画税条例の一部改正について

1 報告趣旨

令和4年度税制改正により、令和4年(2022年)3月31日に公布された地方税法等の改正に伴い、八王子市市税賦課徴収条例及び八王子市都市計画税条例の改正が必要となった。これらの条例改正のうち、令和4年(2022年)4月1日に施行しないと支障が生ずるものについて、令和4年(2022年)3月31日付で地方自治法第179条の規定に基づく市長の専決処分により条例の一部改正を行ったため報告する。

2 報告内容

(1) 八王子市市税賦課徴収条例の改正内容

ア 固定資産税

区 分	改 正 内 容
(ア) 納税環境の整備	固定資産課税台帳の閲覧や証明書の交付の際に、DV被害者等の住所を削除するなどの一定の措置について、地方税法上明確化されたことに伴い規定を追加
(イ) 省エネ改修を行った住宅に係る特例の見直しに伴う規定の整備	省エネ改修を行った既存住宅に係る税額の減額措置について、対象となる工事要件の拡充等が行われたことに伴い、引用している条例中の文言を改正
(ウ) 土地に係る負担調整措置	景気回復に万全を期すため、令和4年度(2022年度)に限り、商業地等(負担水準が60%未満の土地に限る。)に係る課税標準額の上昇幅を半減し、評価額の2.5%(現行は5%)とする

イ 法の改正に伴う規定整備

地方税法等の法令改正に伴う引用条文の項ずれ等に対応するもの。

(2) 八王子市都市計画税条例の改正内容

上記(1)ア(ウ)、イに係るもの

固定資産税と同じ負担調整措置等を都市計画税においても行うもの。